
新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル（学生用）

～体調不良時・感染が疑われる場合の対応等～

2022年度 第1.1版
埼玉県立大学 事務局
学生・就職支援担当

目次

1	日頃の対策・活動の制限について	- 2 -
(1)	健康管理の徹底	- 2 -
(2)	日常生活における対策	- 2 -
(3)	学内における対策	- 3 -
(4)	臨地実習における対策	- 3 -
(5)	ワクチン接種の際の留意事項	- 3 -
2	感染が疑われる場合の対応	- 4 -
	手続きフロー	- 4 -
(1)	体調不良時や感染の疑いがある場合の対応について	- 5 -
①	危機管理担当窓口への連絡（上記ⅡまたはⅢに該当する場合）	- 5 -
②	来学の禁止・出席停止に係る手続き	- 5 -
③	その他留意事項	- 6 -
(2)	出席停止・公欠時の手続き	- 7 -
(3)	Q&A	- 12 -
(4)	判断例	- 14 -
3	その他参考情報	- 15 -

大学への報告についての概要

まずは【[公欠開始時報告用フォーム](#)】に入力



公欠開始時
報告用フォーム

さらに

- ・自身が陽性だった場合
 - ・同居家族等が陽性だった場合
- ⇒【[危機管理担当報告用フォーム](#)】に入力



危機管理担当
報告用フォーム

※担任教員及び公欠となる履修科目教員にも、必ず連絡すること

※長期休暇中等の授業がない時期であっても、各種報告や手続きが必要です。

その他新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ

⇒学生・就職支援担当へ（Mail：gakusei@spu.ac.jp）

1 日頃の対策・活動の制限について

(1) 健康管理の徹底

- ・必ず毎日、「健康観察票」及び「行動記録票」を記録・保存してください。

健康観察票：体温測定及び日々の健康状態の記録（朝・夕）

行動記録票：いつ、どこに出かけたか、誰と会ったかなど記録

- ・公欠の申請をする場合には「健康観察票」「行動記録票」の提出が必要になります。

様式：WebClass>新型コロナウイルス感染症に関連する情報(学生用)

>授業・学生生活等に関するお知らせ>新型コロナウイルス感染症に関する様式集

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=8c31e9faf80fcd24e9f5dd7c603d2c21&page=1>

(2) 日常生活における対策

自分が感染しない、また、他人を感染させないため、以下の対策に努めてください。

「自分自身が他人へ感染させる危険があること」を常に念頭におきましょう。

① 基本的な対策

- ・飛沫（含：エアロゾル）感染予防： ①不織布マスク ②咳エチケット ③換気
- ・接触感染予防： ①アルコール手指消毒 ②机などの消毒 ③物の共有を避ける
- ・免疫力アップ： ①保温（冷え防止） ②栄養 ③休息・睡眠 ④適度な身体活動
- ・行動の見直し： 「3密」回避（「ゼロ密」を目指す）、ハイリスクな場所には行かない
「場面の切り替わり」に注意（学内実習後の更衣室、活動後の部室など）

※歯磨きは、飛沫感染防止のため、口うがい（ブクブグうがい）のみにする等の工夫をしましょう。

※ワクチン接種後も、常に不織布マスクの着用など、上記の「基本的な対策」を継続してください。

② 飲食時における注意

- ・食事をする際は、昼夜を問わず「黙食」「個食」を徹底してください。
- ・飲み会、懇親会やコンパ、カラオケ等、飲酒やマスクを外しての会話を伴う行事や会食は、細心の注意を払いましょう。「マスク会食」を徹底してください。

③ サークル活動について

課外活動（サークル活動等）の可否については、最新の活動可能レベルを「課外活動（サークル等）実施における基本方針」に定めています。

また、活動再開時においては、再開の手続きを行った上で、「課外活動再開におけるガイドライン」を遵守して活動してください。（詳細は次ページを参照）

掲載場所：WebClass>学生生活のページ>課外活動再開

https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/course.php/00000009/login?acs_=8b7e0c99

(3) 学内における対策

(1)(2)の対策に加えて、対面授業を今後も継続していくために、以下の感染症対策を徹底してください。

- ①登校時は、入り口に設置されている非接触型検温器で体温測定をしてください。37.5℃以上ある場合、直ちに帰宅しましょう。
- ②学内の手洗い場には、手拭き用のペーパータオルはないので、必ずハンカチ等を携帯してください。
- ③不織布マスクを着用し、咳エチケットを徹底してください。
- ④換気のために教室等の窓や扉を開けることがあります。閉めないようにしてください。
- ⑤教室等の使用後は、必ず使用した机やイスを消毒してください。消毒液は各教室にあります。

(4) 臨地実習における対策

- ・高齢者、基礎疾患をもつ患者、障がい者などは、いったん感染すると重症化・死亡のリスクが高いため、こういった方々と接する場合は、細心の注意を払う必要があります。
- ・特に「臨地実習」で学外の医療機関、福祉施設などに出向く際には、「医療関係者（の卵）」としての厳しいモラルが要求されます。実習前の一定期間、アルバイトを禁止している学科もあります。学外実習の担当教員の指示に全面的に従ってください。

(5) ワクチン接種の際の留意事項

ワクチンを接種した際には、高い割合で発熱等の副反応が出るのが知られています。ワクチンを接種する際には、以下の点に留意してください。（P.10 もご確認ください。）

- ①できる限り週末（もしくは接種後2日間は授業や実習の予定がない時）の接種を推奨します。
- ②自主的にワクチン接種する場合には、学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp）に事前申告することが、副反応発生時の公欠要件となっています。

接種予定日・接種場所（市の集団接種事業 等）を、接種日の5日前までにご連絡ください。また、接種日までの5日間は、健康観察や感染症対策をより徹底してください。

なお本学が推奨して実施する集団接種の場合は、事前申告は不要ですが、接種前5日間の自身での健康観察をお願いします。

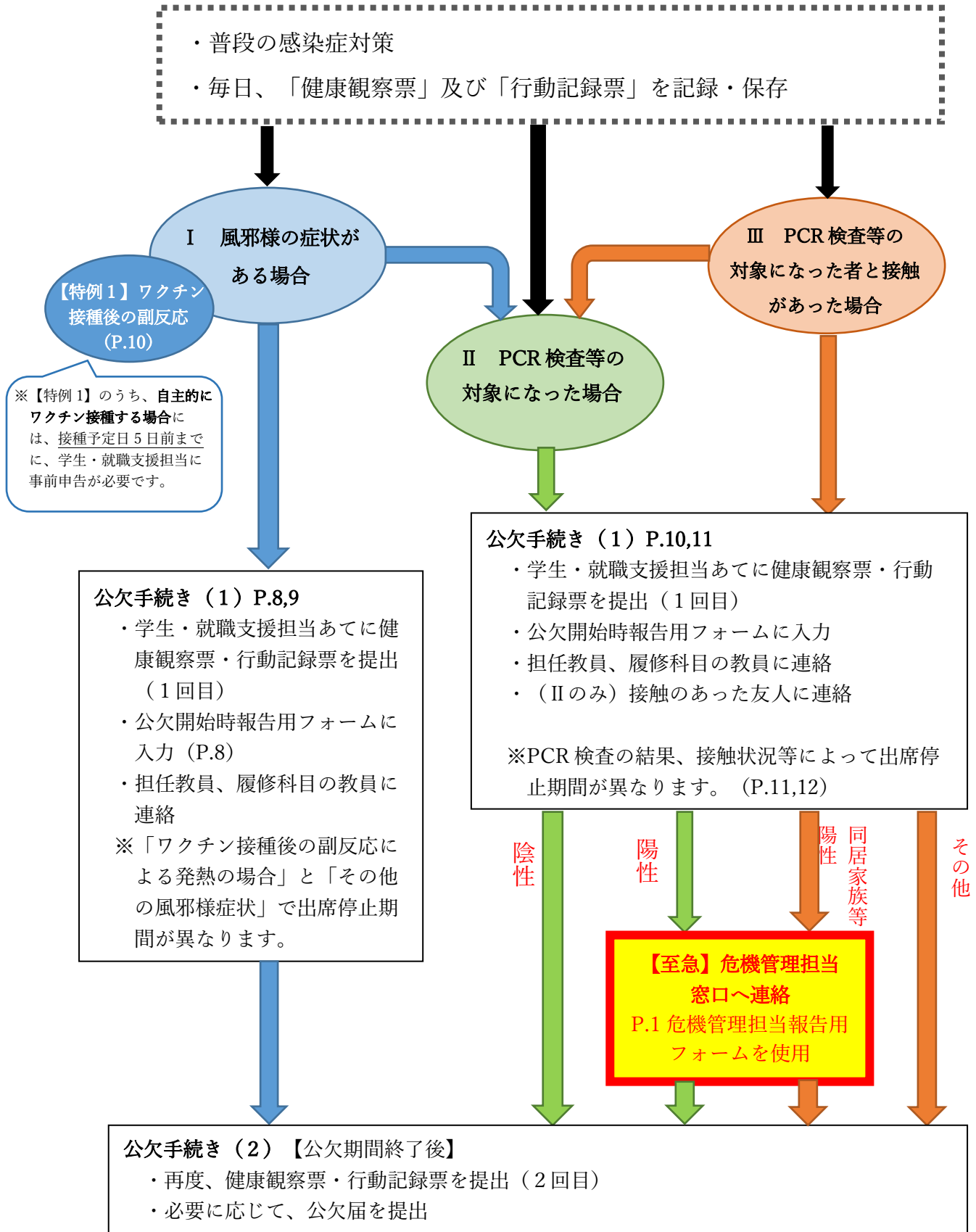
※COVID-19 オミクロン株の潜伏期間は症例の97%が5日以内です。もし副反応が出た場合にも、接種5日前の健康管理を徹底していれば、発熱が副反応によるものである可能性がいっそう高まります。

- ③副反応が出た際には、出席停止期間が設けられています。P.10 のとおり対応してください。
- ④ワクチン接種後の感染（ブレイクスルー感染）も散見されているので、ワクチン接種後も十分な感染症対策は必要です。

2 感染が疑われる場合の対応

- ・まず「公欠開始時報告用フォーム」に入力
- ・本人または同居家族等が陽性的場合、「危機管理担当報告用フォーム」に入力

手続きフロー



(1) 体調不良時や感染の疑いがある場合の対応について

① 危機管理担当窓口への連絡（上記ⅡまたはⅢに該当する場合）

以下に該当する場合、保健所等の指示に従うとともに、至急、大学の危機管理担当窓口に **P.1の「危機管理担当報告用フォーム」**を用いて報告してください。

- ・Ⅱ PCR検査等を受検した結果、陽性だった場合
- ・Ⅲ PCR検査等で陽性となった同居家族等がいる場合

なお、保健所から要請があった際には、情報提供することがありますので、御承知おきください。

② 来学の禁止・出席停止に係る手続き

P.4のⅠ～Ⅲに該当する場合は、大学には絶対に来ないでください。

また、出席停止・公欠扱いとなりますので、「(2)出席停止・公欠時の手続き」(P.7)に従い、手続きを行ってください。また、担任教員と履修科目の担当教員にも連絡してください。

※本基準においてPCR検査等とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたPCR検査及び抗原検査を指し、自主的に受検したものを除きます。

※公欠対象の授業がない場合にも「(2)出席停止・公欠時の手続き」は必要です。

なお、以下の補足情報も確認してください。

対象者		補足
I	風邪様の症状がある場合 (P.8)	・風邪様症状：発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感、悪心・嘔吐、関節痛等 ・ <u>ワクチン接種後の副反応であっても出席停止となります。(P.9)</u> ・37.5℃以上または平熱+1℃以上を発熱の目安とします。発熱がなくても、他の風邪様症状がある場合には、出席停止となります。
II	PCR検査等の対象になった場合 (P.10)	・検査対象になった際に、直近2日間に濃厚接触をした学生(P.6の認定基準参照)に速やかに連絡してください。また、結果判明時にも必ず連絡してください。
III	PCR検査等の対象になった者と接触があった場合 (P.11)	・PCR検査等の陽性となった者(上記「II」に該当する学生を含む)とP.6の認定基準「2」に相当する接触があった場合には、自身で濃厚接触者と判断してください。 ・保健所等に濃厚接触者と特定される前や、特定されない場合であっても、学内における感染拡大防止のために必要と認められる場合は、濃厚接触者として対応します。 ・距離や接触時間などについて判断に迷う場合は濃厚接触者として取り扱ってください。

【注意事項】

上記は、本学内における授業の参加やその他来学に関する規程です。実習等への参加については、実習先の基準や判断が優先されます。必ず科目責任者や実習先と相談の上、参加の可否について検討してください。

【参考】濃厚接触の認定（上記Ⅲに該当する場合）

「Ⅲ PCR検査等の対象となった者と接触があった場合」については、保健所等に濃厚接触者と特定される前や、特定されない場合であっても、学内における感染拡大防止のために本学が必要と認める場合は、濃厚接触者として対応します。

PCR検査等の陽性となった者と下表の「2」に相当する接触があった場合には、自身で濃厚接触者と判断してください。

認定基準（学生用・概要版）		
1	保健所認定濃厚接触者	保健所が濃厚接触者であると判断した場合
2	暫定的濃厚接触者	保健所調査前に、以下(1)または(2)の状況が判明した場合 (1)同居家族等がPCR検査の対象となった場合 (2)以下①～④の全項目を満たす場合 ①PCR検査対象者が「発症した日」、または「検査が必要と判断された日」の2日前以降に、 ②マスク等を外した状態において、 ③約1m以内の距離で、 ④15分以上会話・接触があった場合
3	本学独自の認定基準による濃厚接触者	その他、学内における感染拡大防止のために本学が必要と認める場合

※ 本基準においてPCR検査とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたものを指し、自主的に受検したものを除く。

③ その他留意事項

- ・風邪様症状を発症したがPCR検査等の対象とはならず、インフルエンザ等の学校感染症（学生便覧参照）と診断された場合、対面授業については法定の期間が出席停止・公欠扱いとなります。（※遠隔授業は出席停止・公欠対象となりません。体調等に問題がなければ受講可能です。）
- ・学内において、新型コロナウイルス感染症に罹患した者が確認された場合、学内授業が休止となる場合があります。
- ・学内授業が休止となった場合、遠隔授業等の代替手段へ変更となる場合があります。

公欠届の提出が公欠期間終了後7日
以内に行うよう変更されました。

(2) 出席停止・公欠時の手続き

① 以下の該当するページに従って、手続きを行ってください。

- I 風邪様の症状がある場合 P.8
 【特例1】ワクチン接種後の副反応の場合 P.9
- II PCR 検査等の対象となった場合 P.10
- III PCR 検査等の対象となった者と接触があった場合 P.11

② また、表内に記載のとおり、状況確認のため、以下の公欠開始時報告用フォームの該当箇所に入力してください。(全員・必須)

<https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013>



<入力<input type="text" value="の時期">

- I 風邪様の症状がある場合 ⇒発症日
 【特例1】ワクチン接種後の副反応の場合 ⇒発症日
- II PCR 検査等の対象となった場合 ⇒PCR 検査結果判明時
- III PCR 検査等の対象となった者と接触があった場合 ⇒PCR 検査結果判明時

③ なお、「健康観察票」「行動記録票」及び「公欠届」の提出方法は以下のとおり

提出先：学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp)

様式	提出方法（以下のいずれか）
<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察票 ・行動記録票 	<ul style="list-style-type: none"> ・【推奨】データで作成し、メールに添付 ・紙で作成し、PDFまたは写真データで送付 <p>※写真データの場合は、書類全体が画面いっぱいに入るよう撮影してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・診断書、診療明細書等 <p>※「風邪様の症状がある場合」及び「学内感染予防のため大学が公欠扱いとした場合」には提出不要</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・公欠届 <p>(公欠期間終了後7日以内に提出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データで作成し、メールに添付 ・紙で作成し、PDFデータで送付（写真は不可）

様式：WebClass>新型コロナウイルス感染症に関連する情報(学生用)

>授業・学生生活等に関するお知らせ>新型コロナウイルス感染症に関する様式集

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=8c31e9faf80fcd24e9f5dd7c603d2c21&page=1>

※新型コロナウイルス感染症に関する公欠は、②の公欠開始時報告用フォームに入力がない場合、公欠届を受付できず、病欠扱いとなります。

I 風邪様の症状がある場合

	遠隔授業	対面授業（来学）
出席の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
公欠	公欠対象外 熱発や倦怠感などで、遠隔授業でも 欠席する場合は、通常の病欠扱いとなる	公欠対象
出席停止期間 /公欠期間	—	風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。 (※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等 ⇒”風邪・感冒”という診断は不可)
必要な対応	1. 発症日の対応 (1) 公欠開始時報告用フォームへの入力 (P.8) https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013	1. 発症日の対応 (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目) 記載期間：風邪様の症状発症の2日前～発症日 (2) 公欠開始時報告用フォームへの入力 (P.8) https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013
	—	2. 出席停止期間終了時の対応 ※公欠期間終了後7日以内にご対応ください (1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (2回目) 記載期間：風邪様の症状発症2日前～出席停止期間終了日 (2) 公欠届の提出 (欠席した授業がある場合) 【必要添付書類】 ・診断書または診療明細書 (医療機関を受診した場合のみ)
提出先	学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp) ※CCに担任教員 (院生は指導教員名) を入れてメール提出	

I 風邪様の症状がある場合（【特例1】ワクチン接種後の副反応）

①または②に該当し、かつ③④に該当する場合には、以下のとおり出席停止期間・公欠期間を短縮し、手続きの一部を省略する。

いずれかに 該当	①	<p>本学の推奨にもとづいてワクチンを接種した場合（臨地実習等のために医療機関等からの求めがあった場合、本学で職域接種を実施する場合等）</p> <p>※接種5日前より自身で健康観察を行ってください。</p>
	②	<p>自主的にワクチン接種する場合</p> <p>⇒接種予定を事前（接種予定日5日前まで）に学生・就職支援担当に申告し（※）、接種日の5日前からの健康状態が「健康観察票」および「行動記録票」で確認できる場合に限る</p> <p>※ 学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp）に、接種予定日・接種理由（市の集団接種事業等）を、接種日の5日前までにご連絡ください。（P3「(4) ワクチン接種の際の留意事項」も要確認）</p>
どちらにも 該当必須	③	<p>ワクチン接種の副反応として知られている次の症状に限る場合：発熱、全身のだるさ、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、悪心・嘔吐（※）</p> <p>※ 上記症状が出た場合には、新型コロナウイルスの感染と副反応の区別がつかないことから、症状出現後は経過観察期間として出席停止にしています。</p> <p><u>上記症状が48時間を超えて続く場合</u>、単なるワクチンの副反応とは考えにくく、本特例からは除外し、通常どおり「I 風邪様の症状がある場合（8日間の出席停止）」として扱う。（医療機関への受診を推奨）</p>
	④	<p>次の症状が1つも無い場合：のどの痛み、咳、呼吸苦、味覚障害・嗅覚障害</p> <p>※上記症状はワクチン接種後の副反応としては通常はまれで、新型コロナウイルス感染症を強く疑わせるため</p>

	遠隔授業	対面授業（来学）
出席の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
公欠	公欠対象外 熱発や倦怠感などで、遠隔授業でも欠席する場合は、通常の病欠扱いとなる	公欠対象
出席停止期間 /公欠期間	—	上記③の症状が消失するまで。 ただし解熱・鎮痛薬を12時間以上未使用で経過した場合に限る。
必要な対応	<p>1. 発症日の対応</p> <p>(1) 公欠開始時報告用フォームへの入力（P8）</p> <p>https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013</p> <p>※ワクチン接種日も忘れずに記入すること</p>	<p>1. 発症日の対応</p> <p>(1) 公欠開始時報告用フォームへの入力（P8）</p> <p>https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013</p> <p>※ワクチン接種日も忘れずに記入すること</p> <p>(2) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出</p> <p>※上記②に該当する場合のみ</p> <p>記載期間：ワクチン接種日の5日前～発症日</p>
	—	<p>2. 出席停止期間終了時の対応</p> <p>(1) 公欠届の提出（欠席した授業がある場合）</p> <p>※公欠期間終了後7日以内にご提出ください</p>
提出先	<p>学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp）</p> <p>※CCに担任教員（院生は指導教員名）を入れてメール提出</p>	

II PCR検査等の対象になった場合

	遠隔授業	対面授業（来学）
公欠	公欠対象	公欠対象
公欠期間	<p>【陽性だった場合】 風邪様の症状発症日またはPCR検査等が必要と判断された時から、退院または療養が終了するまで</p> <p>【陰性だった場合】</p> <p>①風邪様症状によりPCR検査等を受検： a)またはb)のうち、期間が長い方を適用する a)PCR検査等が必要と判断された日から保健所の外出許可があった日まで b)風邪様の症状発症日の翌日から起算して5日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで</p> <p>ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長5日間とする。</p> <p>※ 疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等 ⇒”風邪・感冒”という診断は不可</p> <p>②「III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合」に該当してPCR検査等を受検 「III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合」の【PCR検査等対象者が陽性だった場合】を適用する</p>	
出欠の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
出席停止期間	—	公欠期間と同様
必要な対応	<p>1. PCR検査等の対象となった時の対応</p> <p>(1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（1回目） 記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～検査結果判明日</p> <p>(2) 公欠開始時報告用フォームへの入力（P8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013</p> <p>(3) 直近2日間にP6の認定基準「2」に該当する接触のあった学生に連絡</p> <p>2. 検査結果判明時の対応</p> <p>(1) 【陽性】危機管理担当報告用フォームへ入力（P1）※判明次第直ちに実施すること https://business.form-mailer.jp/fms/15402508164300</p> <p>(2) 【陰性】公欠期間終了まで自宅待機（危機管理担当報告用フォームへの入力は不要）</p> <p>(3) 【共通】1(3)で連絡した学生に結果を連絡する</p> <p>3. 公欠期間（出席停止期間）終了時の対応 ※公欠期間終了後7日以内にご提出ください</p> <p>(1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（2回目） ・記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～公欠期間終了</p> <p>(2) 公欠届の提出（欠席した授業がある場合） 【必要添付書類】 ・診断書、診療明細書等（PCR検査等の結果が分かるもの又はPCR検査等を受けたことが分かるもの）</p>	
提出先	学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp） ※CCに担任教員（院生は指導教員名）を入れてメール提出	

III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合

	遠隔授業	対面授業（来学）
公欠	公欠対象	公欠対象
公欠期間	<p>【PCR検査等対象者が陽性だった場合】</p> <p>①PCR検査対象者が同居家族等（接触到気づいた後も継続的に接触する恐れのある者の場合） PCR検査等対象者の発症日（0日目）の翌日から起算して7日間 ただし、上記期間中に当該同居家族等の中で”別の家族”が発症した場合は、改めてその発症日（当該”別の家族”が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。 ※公欠期間中は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を行ってください。 ※同居家族等がホテル・病院等、学生と接触する恐れのない場所に隔離される場合には②を適用</p> <p>②PCR検査対象者が同居家族以外 PCR検査等対象者との接触到気づいた時から、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して7日間 ※①②いずれの場合にも、公欠期間終了を迎える前に学生自身がPCR検査等で”陽性”となった場合は「II PCR検査等の対象になった場合」に移行する</p> <p>【PCR検査等対象者が陰性だった場合】 PCR検査等対象者との接触到気づいた時から、対象者の陰性判明まで。 ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。</p>	
出席の取扱い	（受講できる体調なら）出席可	出席停止（来学禁止）
出席停止期間	—	公欠期間と同様
必要な対応	<p>1. PCR検査等の対象者と接触があったことが判明した時の対応</p> <p>(1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（1回目） 記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～検査結果判明日</p> <p>(2) 公欠開始時報告用フォームへの入力（P8） https://business.form-mailer.jp/fms/c41f3908143013</p> <p>2. PCR検査等の対象者の検査結果判明時の対応</p> <p>(1) 【同居家族等が陽性】危機管理担当報告用フォームへ入力（P1）※判明次第直ちに実施すること https://business.form-mailer.jp/fms/15402508164300</p> <p>(2) 【同居家族以外の対象者が陽性】公欠期間終了まで自宅待機 （危機管理担当報告用フォームへの入力は不要）</p> <p>(3) 【陰性】「3. 公欠期間（出席停止期間）終了時の対応」へ移行</p> <p>3. 公欠期間（出席停止期間）終了時の対応 ※公欠期間終了後7日以内にご対応ください</p> <p>(1) 「健康観察票」と「行動記録票」の提出（2回目） ・記載期間：PCR検査等対象者との接触到気づいた日の2日前～公欠期間終了</p> <p>(2) 公欠届の提出（欠席した授業がある場合） 【必要添付書類】 ・診断書、診療明細書等（PCR検査等の結果が分かるもの又はPCR検査等を受けたことが分かるもの）</p>	
提出先	<p>学生・就職支援担当（gakusei@spu.ac.jp） ※CCに担任教員（院生は指導教員名）を入れてメール提出</p>	

(3) Q&A

○公欠期間・出席停止期間の数え方について知りたい。

「風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過」の例は以下のとおり。

⇒4月22日に風邪様症状があり欠席した場合には、「4月22日から4月30日まで」出席停止期間・公欠期間となります。

	発症日	翌日								出席可
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
出席停止期間・公欠期間										

○風邪様症状に当たるか確認したい。

「このような症状が出ているが、授業を受けてもよいか」といった問合せをいただいても、「確実に感染症の可能性はない」との判断は大学ではできません。

○自費でPCR検査を実施する場合には何か手続きは必要か。

本規程においてPCR検査とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたものを指し、自主的に受検したものを除きます。

- ・風邪様症状等がなく、かつ陰性だった場合には、特に連絡や手続きは不要です。
- ・風邪様症状が見られる場合には、「I 風邪様の症状がある場合」の規程に従います。
- ・もしも検査の結果“陽性”と判明した場合には、ただちに「**危機管理担当報告用フォーム**」(P.1 参照)へ入力し、「III PCR検査等の対象となった者と接触があった場合」のとおり対応してください。

○出席停止期間（公欠期間）中に試験を欠席した場合の対応について教えて欲しい。

新型コロナウイルスに関する公欠により追試験を希望する場合、その科目の試験日から一週間以内に、「追試験願」をメールで事務局教務・入試担当 (kyomu@spu.ac.jp) に提出してください。

様式：WebClass>新型コロナウイルス感染症に関連する情報(学生用)

>授業・学生生活等に関するお知らせ>新型コロナウイルス感染症に関する様式集

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=8c31e9faf80fcd24e9f5dd7c603d2c21&page=1>

○出席停止期間（公欠期間）に「解熱薬などを内服せずに解熱後 72 時間以上経過するまで」

「解熱・鎮痛薬を 12 時間以上未使用で経過した場合に限る」とあるがどういった意味か。

自然に解熱したのか確認するため、上記期間を設けています。指定期間の解熱が確認できない場合には、出席停止期間（公欠期間）が延長になりますのでご注意ください。発熱が長く続く場合には、ワクチン接種の副反応以外の要因によるもの（風邪や熱中症など）の可能性があるので、医療機関の受診をお勧めします。



○公欠期間内の下記の“ただし書き”は、どのような場合に適用されるか教えて欲しい。

（虫垂炎、敗血症など）他人に感染させる恐れのない疾患によって発熱が継続するような場合を想定しています。

通常、コロナによる公欠は解熱後 72 時間の経過を見る必要がありますが、本ただし書きに該当する場合には、診断日以降は通常の病欠として扱うため、ご自身で回復した時期を判断し、通学再開できます。

本規程に該当するかは、都度、学生・就職支援担当にご相談ください。同一の疾患でも、感染時期等によって判断が変わることがあります。

風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで

ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。

(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等 ⇒”風邪・感冒”という診断は不可)

○接触した相手が陽性だった際に、保健所からは“濃厚接触者”ではなく“単なる接触者”として「念のためPCR検査を受けるよう」言われた。公欠上はどのような扱いになるか。

本件の場合、行政上の判断では、PCR検査の結果“陰性”だと即時外出許可が出ます。これを本学の規程「II PCR検査等の対象となった場合」のうち【陰性だった場合】に当てはめると、出席停止期間が即解除となります。

しかし、学内における感染拡大防止の観点から、「III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合」のうち、【PCR検査等対象者が陽性だった場合】を適用し、公欠として取り扱います。

III PCR検査等の対象になった者と接触があった場合		
	遠隔授業	対面授業（来学）
公欠	公欠対象	公欠対象
公欠期間	<p>【PCR検査等対象者が陽性だった場合】</p> <p>①PCR検査対象者が同居家族等（接触に気づいた後も継続的に接触する恐れのある者の場合）</p> <p>PCR検査等対象者の発症日（0日目）の翌日から起算して7日間</p> <p>ただし、上記期間中に当該同居家族等の中で“別の家族”が発症した場合は、改めてその発症日（当該“別の家族”が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。</p> <p>※公欠期間中は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を行ってください。</p> <p>※同居家族等がホテル・病院等、学生と接触する恐れのない場所に隔離される場合には②を適用</p> <p>②PCR検査対象者が同居家族以外</p> <p>PCR検査等対象者との接触に気づいた時から、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して7日間</p>	

(4) 判断例

	事例	判断内容
1	同居家族等が PCR 検査対象になった。	“暫定的濃厚接触者（P.7 参照）”として「Ⅲ PCR 検査等の対象になった者と接触があった場合」に該当します。家族だけでなく、ルームシェア中の友人など、住居・生活を同じくする方はすべて対象です。
2	実習先関係者や接触のあった友人（アルバイト先の同僚等）が PCR 検査対象になった。（まだ検査を実施していない場合も含む）	暫定的に濃厚接触者として「Ⅲ PCR 検査等の対象になった者と接触があった場合」に該当する可能性があります。P.5 及び P.7 を参照してください。
3	同居家族等、実習先関係者及び接触のあった友人が PCR 検査対象になるかもしれない。	該当者が PCR 検査対象となるまでは濃厚接触者には当たりません。検査対象となった場合、上記 1 及び 2 を参照してください。 ただし、該当者が既に発熱しているなど感染の疑いが強い場合には、できる限り外出しない、人と十分距離を取る等、日頃以上に「人に感染させない」行動を徹底してください。
4	同居家族等の PCR 検査結果が陰性だった。	「Ⅲ PCR 検査等の対象になった者と接触があった場合」内の【PCR 検査等対象者が陰性だった場合】に基づき濃厚接触者認定及び出席停止期間は終了します。 ただし、公欠届の提出など、各種手続きは必要です。
5	風邪様症状のある学生と授業で接触があった。	もしも発熱者が PCR 検査の対象となった場合、P.7 の基準を参考に濃厚接触かどうか判断してください。

3 その他参考情報

○ 新型コロナウイルスに関する総合サイト

- ・大学ホームページ内特設ページ「[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について](#)」

<主な掲載内容>

- ・学内外向けの重要なお知らせ
- ・新型コロナウイルス対策に関する大学の基本方針
- ・授業等の教育活動に関する基本方針
- ・その他各種お知らせ 等



- ・「[新型コロナウイルス感染症に関連する情報\(学生用\)](#)」【WebClass】

<主な掲載内容>

- ・学内向けの重要なお知らせ
- ・新型コロナウイルス対策に関する大学の基本方針
- ・授業に関するお知らせ
- ・保健センターからのお知らせや各種相談窓口の案内 等

○ 学生便覧（全データ版）【WebClass】

[学部用](#) / [研究科用](#)

○ 学内の感染者に関する情報

大学ホームページ NEWS 内「[新型コロナウイルス感染者の発生について（〇例目）](#)」

<https://www.spu.ac.jp/news/>

○ 授業関係の参考情報

- ・[情報センター](#)
- ・[学生向け情報ページ（遠隔授業の方法など）](#)

○ 奨学金・授業料

新型コロナウイルス感染拡大の影響等でご自身の収入が大幅に減った場合、奨学金の緊急採用・応急採用の対象となる可能性があります。学費支援が必要となった方は、学生・就職支援担当あて (gakusei@spu.ac.jp) にメールでご相談ください。

・[奨学金・授業料減免等経済的支援のページ](#)【WebClass】

○ 相談窓口

[こんな時はこちらへ（窓口一覧）](#)【WebClass】（リンク先2ページ目）

○ 就職活動

[就職・進学関連情報のページ](#)【WebClass】

○ 休学等について

休学等を検討している学生は、下記マニュアルを十分確認の上、担任教員・指導教員に相談してください。

[身分異動（休学・復学・退学等）について](#)【WebClass】

○ 緊急時の対応について

災害等などが発生した場合、本学では WebClass による「安全確認システム」により学生の安否確認を行うこととなっています。事務局からメールが届いた際には、必ず対応してください。

[緊急時の安否確認の流れ](#)【WebClass】

[災害時・緊急時の安否確認サイト（学生用）](#)【WebClass】

危機管理担当（緊急時）

048-973-4108

090-7184-4244（休日夜間専用）

学生・就職支援担当

048-973-4116

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（学生用）2022年度版

2022年4月25日 第1版発行

2022年4月28日 第1.1版発行